

保安林解除申請の手引

令和8年4月

徳島県農林水産部森林土木・保全課

はじめに

保安林は、水源のかん養や土砂災害の防備、生活環境の保全・形成など森林に求められる機能を十分発揮させることで公共の目的を達成するために指定しており、適切に維持管理を図る必要があります。

徳島県は、県土の4分の3を森林が占める「森林県」であり、私有林面積の3分の1に相当する約9万9千ヘクタールが保安林に指定されていることから、経済活動を進めていく中で保安林が事業の予定地になる場合もあると推察されます。

保安林の森林以外の用途への転用は、制度の趣旨からも抑制されるべきものですが、森林法の規定の範囲で指定を解除できる場合があり、解除に当たってはさまざまな要件が定められています。

この手引は、事業等の実施に当たり、森林法に基づく保安林の指定の解除を申請しようとする方に、その手続きを円滑に進めていただけるよう、基準や留意点などについて取りまとめたものです。制度の趣旨を御理解いただき、保安林の適切な維持管理が図られるよう御協力をお願いします。

- 1 本手引で用いる法令等は、次表に掲げる略称を使用しています。

略号	法令等の名称
法	森林法（昭和26年法律第249号）
規則	森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
処理基準	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準 （平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）

- 2 本手引は、「私有林」及び「林野庁以外の国の省庁が所有する国有林」の保安林を対象として作成しています。

目 次

第 1 保安林の目的と種類	1
第 2 保安林の解除	2
1 解除の権限	
2 解除の要件	
(1) 指定の理由の消滅	
(2) 公益上の理由	
3 転用を目的とする解除に当たって	
(1) 級地区分	
(2) 用地事情	
(3) 面 積	
(4) 実現の確実性	
(5) 利害関係者の意見	
(6) その他の満たすべき基準	
第 3 保安林の解除の申請	7
1 解除の申請ができる者	
2 事前相談	
3 申請書類の作成	
4 申 請	
5 その他	
(1) 森林審議会への諮問	
(2) その他	
第 4 申請書類	9
1 基本的事項	
2 必要書類及び作成要領	
3 添付書類の簡素化	
第 5 解除の決定	15
1 予定告示と事業着手	
2 解除の決定	
別 表	16
参 考	23
1 様 式	
2 解除の流れ	
3 保安林の解除に係る森林法令 3 段表	

第1 保安林の目的と種類

保安林は、その保全と適切な施業の確保によって森林のもつ公益的機能を最大限発揮させるため、法第25条第1項の各号で定められた目的によって指定されており、伐採や土地の形質変更などの行為に対して目的に応じた制限をかける一方、税制上の助成措置や治山事業などを通じて、機能の維持増進を図っている。

法第25条第1項で規定する保安林の指定の目的		保安林の名称
第1号	水源のかん養	1 水源かん養保安林
2	土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林
3	土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林
4	飛砂の防備	4 飛砂防備保安林
5	風害	5 防風保安林
	水害	6 水害防備保安林
	潮害	7 潮害防備保安林
	干害	8 干害防備保安林
	雪害	9 防雪保安林
	霧害	10 防霧保安林
6	なだれ	11 なだれ防止保安林
	落石	12 落石防止保安林
7	火災の防備	13 防火保安林
8	魚つき	14 魚つき保安林
9	航行の目標の保存	15 航行目標保安林
10	公衆の保健	16 保健保安林
11	名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林

(注) 雪害の防備、霧害の防備、なだれの危険の防止、落石の危険の防止、火災の防備及び航行の目標の保全を目的とした保安林は、徳島県内の民有林では指定されていない。(令和8年3月末現在)

第2 保安林の解除

1 解除の権限

保安林の指定を解除する権限は、次の者が有する。

- ア 国有林である保安林は、農林水産大臣が権限を有する。ただし、林野庁が所管する国有林野及び官行造林地を除いた国有林については、申請書を受理した知事が農林水産大臣に申請して処理する。
- イ 国有林を除いた民有林である保安林は、保安林の指定の目的及び所在によって、それぞれ次に掲げる者が権限を有する。

保安林の指定目的	保安林の所在	解除権限
法第25条第1項 第1号から第3号	「重要流域」として指定された次の区域 ア 吉野川（徳島市の一部、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、名西郡一円、板野郡一円、美馬郡一円及び三好郡一円） イ 那賀川（阿南市及び那賀郡一円） ウ 物部川から徳島県境まで（海部郡海陽町のうち久尾及び船津）	農林水産大臣
	「重要流域」として指定されていない次の区域 ア 吉野川から那賀川まで（徳島市の一部、小松島市、勝浦郡一円及び名東郡一円） イ 那賀川から高知県境まで（海部郡牟岐町、同郡美波町及び同郡海陽町の一部）	知事
法第25条第1項 第4号から第11号	県下全域	知事

2 解除の要件

保安林は、公益的機能の発揮が特に必要と認められる森林を目的に応じて指定したものであり、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものである。

このため、保安林を森林以外の用に供する転用を目的とする解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに住民の生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の諸機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努める必要がある。

従って、保安林の解除は、「保安林の指定理由が消滅したとき」又は「公益上の理由により必要が生じたとき」に限って認められることが法で規定されており、それぞれ要件が定められている。

(1) 指定の理由の消滅

次の各号のいずれかに該当するときとする。

なお、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等によって指定理由が消滅したものとして行う保安林の転用解除は、ウにより当該保安林の機能が代替補完できる場合に限るものとする。このため、法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的を達成するために指定された保安林については、原則として指定理由の消滅による転用解除の対象としない。

ア 受益の対象が消滅したとき

- イ 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき
- ウ 代替施設が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき
- エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき

(2) 公益上の理由

保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。

- ア 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
- イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表 1 に掲げる事業に該当するもの
- ウ ア又はイに準ずるもの

3 転用を目的とする解除に当たって

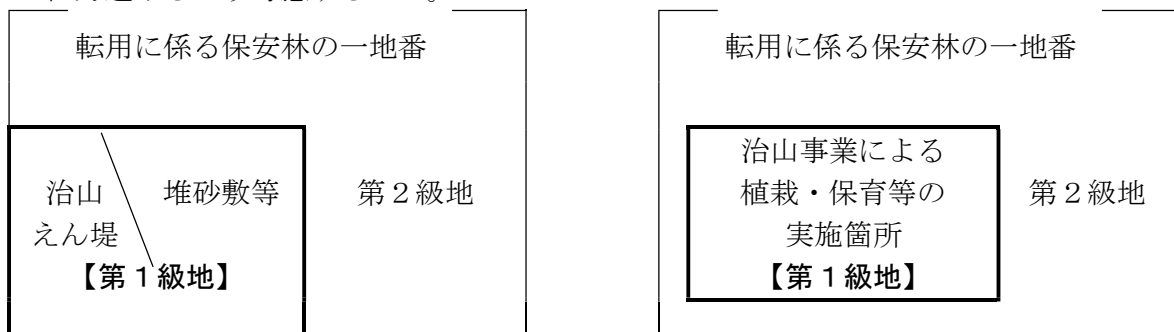
転用を目的とする保安林の解除にあつては、2に加えて次のすべての要件を備えておかなければならない。

(1) 級地区分

ア 次に掲げる保安林については、「第 1 級地」として原則的に解除は行わない。ただし、「公益上の理由」による解除であつて、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められる場合はこの限りでない。

(ア) 法第 10 条の 15 第 4 項第 4 号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後 10 年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後 20 年（法第 39 条の 7 第 1 項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後 30 年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）

この場合、転用に係る保安林の地番の一部に治山事業の施行地が存することをもって、当該地番の全域が第 1 級地とされるものではないが（下図）、このような区域では転用を極力避けるよう考慮すること。



(イ) 傾斜度が 25 度以上のもの（25 度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの

(ウ) 人家、学校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの

(エ) 海岸に近接して所在するものであつて、林帯の幅が 150m 未満であるもの

(オ) 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの

イ ア以外の保安林については、「第 2 級地」として、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当

該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限り解除できるものとする。

(2) 用地事情

保安林の転用に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

この場合における公的な土地利用計画とは、県及び市町村が策定する総合的な振興計画又はそれに類する計画、エネルギービジョン等とする。

(3) 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- (ア) 道路法に基づく道路のように法令等により基準が定められている場合には、当該基準に適合し必要最小限の面積であること。
- (イ) 法令等による基準が定められていない場合には、必要面積を算出した根拠を明らかにするとともに、事業の規模等からみて適正かつ必要最小限の面積であること。
- (ウ) 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

(4) 実現の確実性

次の事項のすべてに該当すること。

- (ア) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- (イ) 事業等を実施しようとする者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (ウ) 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (エ) (イ)及び(ウ)の土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。
- (オ) 申請に係る事業等を行うことが確実であること。また、「指定理由の消滅」による解除にあっては、事業者が当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

(5) 利害関係者の意見

転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること。

この場合における直接の利害関係を有する者は、別表2に掲げる者を基本的な考え方とし、事業者は地区での説明会等により十分な理解を得た上で、地区住民の総意として代表者の同意を取得すること。

(6) その他の満たすべき基準

ア 代替施設の設置等

保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、代替施設の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられること。この場合における代替施設は、次に掲げるものを例とし、当該

転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

代替すべき機能	施 設 の 例
水源のかん養	貯水池、導水路など
土砂流出・崩壊の防止	えん堤、法面保護工、排水施設、洪水調整池など
落石の防止	落石防止柵など
飛砂の防備	静砂垣など

イ 各種基準等への適合

当該事業等が、処理基準の別紙「保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準」をはじめとする国等の基準に適合するものであること。

ウ 事業区域

申請に係る事業等を実施しようとする区域に、事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域（以下「事業区域」という。）が、別表3の基準に適合して設定されること。この場合において、事業区域における森林の配置は、原則として森林又は緑地を現況の状態で保全する残置森林によるものとし、事業が終了した後も森林又は緑地として適正な維持保全が行われることが明らかであること。

ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

エ 代替保安林の指定

転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。）であって、水資源のかん養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の代替保安林とすべき森林が確保されるものであること。

【参考】 転用に係る保安林の解除要件一覧（概要）

級地区分	第1級地に該当しないこと（「公益上の理由」による解除であって、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除く）
用地事情等	その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること
最小限度の面積	解除面積が必要最小限度であること
実現の確実性	ア 事業等を行うため当該保安林及び併せて使用する土地について、使用する権利を有していること イ 土地利用について、必要な許認可がなされているか、又は、なされることが確実であること ウ 事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があること（「公益上の理由」による解除であって、国等が実施する場合を除く）
利害関係者の同意	当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるもの（「公益上の理由」による解除であって、国等が実施する場合を除く）
その他満たすべき基準	当該保安林の指定の目的の達成に支障がないよう、保安林機能を代替する施設の設置等が措置されること

第3 保安林の解除の申請

1 解除の申請ができる者

権限を有する者に対して保安林の解除を申請することができるのは、次に掲げる者とする。ただし、農林水産大臣が権限を有する保安林について申請しようとするときは、知事を経由してしなければならない。

ア 保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長

イ 保安林の解除に直接の利害関係を有する次の者

(ア) 保安林の解除に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(イ) 保安林の解除により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

2 事前相談

保安林の解除に当たっては、指定の目的や事業等の規模によって審査等に相当の日数を要することから、事業者は、事業等に要する工期等を考慮して、速やかに次に掲げる事項を明らかにした書面をもって当該保安林を管轄する徳島県農林事務所（以下「農林事務所」という。）に相談することができる。

ア 事業計画の概要

(ア) 転用の目的に係る事業又は施設の名称

(イ) 事業の目的及び必要性

(ウ) 事業区域、施設の配置、保安林解除を要する面積などを明らかにした土地利用計画

(エ) 事業の概要がわかる図面

(オ) 着工予定時期

イ 当該事業用地を当該区域以外に求めることが困難である事由

ウ 転用しようとする保安林面積が、当該事業用地として必要最小限度のものである根拠

エ 事業者が当該事業を実施するために使用する土地の権利の種類及びその権利の取得状況

オ 他法令との関係

【参考】保安林の解除に対応する県の機関

保安林の所在	相談等に対応する県の機関
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、名東郡、名西郡及び板野郡	徳島農林事務所林業振興担当
吉野川市及び阿波市	吉野川農林事務所林務担当
阿南市及び那賀郡	阿南農林事務所林業振興担当
海部郡	美波農林事務所林務担当
美馬市及び美馬郡	美馬農林事務所林業振興担当
三好市及び三好郡	三好農林事務所林業振興担当
県下全域の調整	農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

3 申請書類の作成

事前相談により解除に係る方向が確定したときは、保安林の解除を申請しようとする事業者は、申請書類を作成するものとする。この場合において、他法令に基づく許認可を必要とするときは、速やかに申請手続きを行うものとする。

なお、作成段階で疑問等が生じたときは、随時、農林事務所に相談するものとする。

4 申請

申請は、別紙様式1の申請書に第4に掲げる書類を添えて農林事務所に提出するものとし、その部数は、農林水産大臣が権限を有する保安林にあつては3部（正、写し2部）、知事が権限を有する保安林にあつては2部（正、写し）とする。この場合において、内容等に係る不備を指摘されたときは、速やかに補正しなければならない。

なお、知事が補正された解除申請書類を受理した後の標準的な処理期間は次のとおりとする。

区 分	標準処理期間
農林水産大臣が権限を有する保安林	
農林事務所が申請書を受理してから知事が大臣（林野庁）に解除を申請するまで	2か月
林野庁が申請書を受理してから法第29条による予定通知を行うまで	3か月
知事が大臣から予定通知を受理してから法第30条による予定告示を行うまで	2週間
知事が権限を有する保安林	
農林事務所が申請書を受理してから知事が法第30条の2による予定告示を行うまで	3か月

5 その他

(1) 森林審議会への諮問

知事は、次に掲げる転用に係る保安林の解除の申請があったときは、十分な調査を行った後に徳島県森林審議会の意見を聴し、解除の適否を判断する。

ただし、申請の内容が県土の保全等に相当の影響を及ぼすと認められるときは、この基準以下のものであっても意見を聴くことがある。

ア 「指定理由の消滅」による解除であつて、解除面積が1ヘクタール以上のもの（国又は地方公共団体が実施するものを除く）

イ 「公益上の理由」による解除であつて、解除面積が5ヘクタール以上のもの

(2) その他

ア 解除申請地の分筆登記

事業等に係る土地の所有権を取得して事業等を実施しようとする場合の分筆登記手続きは、原則として解除申請の前に行うものとする。

賃貸借による事業など分筆登記が妥当でないと認められるときは、1筆の一部について解除を申請することができるが、この場合、現地に引照点を設けるなど復元可能で耐久性のある杭等の設置により当該部分を明らかにするとともに、これらを明示した図面及び写真を添付することにより後日において現地を明瞭に確認できるようにしておくものとする。

第4 申請書類

1 基本的事項

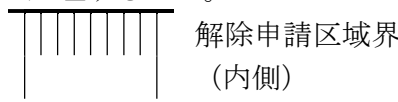
申請書類は、次により作成するものとする。

- ア 書類は、J I S規格（日本工業規格）で定めるA4縦判を基本とし、これにより難しいものについてはA4横判又はA3横判によるものとする。また、やむを得ずA3判を超える場合においては図面袋を用いることとし、在中の図面の種類、枚数等を明示すること。
- イ 面積はヘクタールを基本とし、小数点以下第4位にとどめ、5位以下を切り捨てて記載すること。
- ウ 図面は、2で示す縮尺を基本とするが、解除を申請する保安林の区域が確認できる適切な縮尺とすること。また、図面には、縮尺、方位及び凡例を必ず明示すること。
- エ 編さんに当たっては、2の必要書類のうち位置図以降の書類について、中表紙等を用いて種類ごとに区分するとともに、書類の一覧を明示した目次を付すこと。

2 必要書類及び作成要領

申請に必要な書類は、要綱第14条及び次に掲げるとおりとする。ただし、事業等の内容によって書類の追加を指示された場合は、これに従うものとする。

種類	作成に当たって														
保安林解除申請書	保安林解除の権限に応じて、別紙様式1により作成することとする。ただし、徳島県の機関が事業者となって農林水産大臣が権限を有する保安林の解除を申請する場合は、別紙様式1-2によるものとする。														
位置図	<p>国土地理院発行の縮尺1/50,000地形図に、次に掲げる事項を記載して作成することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村界を黒色の実線で表示すること。 イ 事業と直接的に関連する森林等であって、事業者が権原を有する事業区域界を青色の実線で表示すること。ただし、区域の大きさが図面上で6mm²に満たないときは、省略して差し支えない。 ウ 保安林解除申請区域を赤色で着色すること。ただし、区域の大きさが図面上で6mm²に満たないときは、直径2mm以上の丸を赤色で表示して差し支えない。 エ 解除申請区域の周辺10,000ha程度にある保安林について、法第25条第1項の指定目的に応じて次により着色すること。また、作成に当たっては、徳島県森林土木・保全課が備え付ける「徳島県保安林配備図」を参考にして差し支えない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">指定の目的</th> <th style="width: 15%;">色</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源のかん養</td> <td>薄緑</td> <td rowspan="5">県内に指定されている目的のみ記載</td> </tr> <tr> <td>土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備</td> <td>薄茶</td> </tr> <tr> <td>飛砂、風害、水害、潮害又は干害の防備</td> <td>橙</td> </tr> <tr> <td>魚つき、名所又は旧跡の風致の保存</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>公衆の保健</td> <td>薄青</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> オ 事業実施に当たって残土が発生する場合は、保安林外に搬出して処理することとし、その処理予定箇所を表示すること。ただし、申請区域の大きさが図面上で6mm²に満たないときは、直径2mmの丸を茶色で表示して差し支えない。 カ やむを得ずイ、ウ又はオの表示を略したときは、別に縮尺1/10,000を基本とした等高線入りの図面を用いて、それぞれを表示すること。 	指定の目的	色	備考	水源のかん養	薄緑	県内に指定されている目的のみ記載	土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備	薄茶	飛砂、風害、水害、潮害又は干害の防備	橙	魚つき、名所又は旧跡の風致の保存	黄	公衆の保健	薄青
指定の目的	色	備考													
水源のかん養	薄緑	県内に指定されている目的のみ記載													
土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備	薄茶														
飛砂、風害、水害、潮害又は干害の防備	橙														
魚つき、名所又は旧跡の風致の保存	黄														
公衆の保健	薄青														

保安林解除 調査地図	<p>縮尺1/1,000から1/2,000を基本とした等高線入りの図面に、次に掲げる事項を記載して作成することとする。</p> <p>ア 市町村界を黒色の実線で表示すること。</p> <p>イ 大字及び字界を黒色の破線で表示すること。</p> <p>ウ 地番界を橙色の実線で記載し、地番、地目及び所有者名を同色で表示すること。</p> <p>エ 事業区域界を青色の実線で表示すること。</p> <p>オ 解除申請区域を薄赤色で着色するとともに、区域界を次により赤色でハッチング処理すること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>解除申請区域界 (内側)</p> </div> <p>カ 公図上の道路（赤線）を薄茶色で、水路（青線）を薄水色で、それぞれ着色すること。</p> <p>キ 残土が発生する場合は、その処理予定箇所を茶色で着色すること。</p> <p>ク 事業区域内に治山施設が存する場合は、図示すること。</p>
現況写真	<p>保安林解除申請区域の全景及び近景がわかる写真を用いて、次により作成することとする。</p> <p>ア 事業区域界を青色の実線で表示すること。</p> <p>イ 事業により設置する施設の完成後のイメージを彩色すること（色等自由）。</p> <p>ウ 解除申請区域に係る地番界を赤色の実線で表示し、地番を赤書きすること。</p> <p>エ 保安林解除調査地図に撮影位置及び撮影方向を記載した写真撮影位置図を添付すること。</p> <p>オ 大規模な事業計画にあつては、空中写真を添付すること。</p> <p>カ 残土処理予定箇所についても写真を添付すること。</p>
保安林解除 図	<p>縮尺1/500から1/1,000を基本とした実測図に、次に掲げる事項を記載して作成することとする。この場合、面積計算は原則として三斜法によるものとする。</p> <p>ア 地番界を赤色の実線で表示し、地番、地目及び所有者名を赤書きすること。</p> <p>イ 解除申請区域を薄赤色で着色すること。</p> <p>ウ 公図上の道路（赤線）を薄茶色で、水路（青線）を薄水色で、それぞれ着色すること。</p> <p>エ 求積図及び面積計算表を添付すること。</p>
事業計画図 (代替施設 計画図)	<p>縮尺1/1,000から1/2,000を基本とした等高線入りの図面に、次に掲げる事項を記載して作成することとする。この場合、保安林の内外に関わらず事業として実施される全施設を対象とする。</p> <p>ア 保安林解除調査地図に準じた内容を記載すること。</p> <p>イ 予定している施設の配置及び名称等（各構造物、法面の位置、形状、小段、切土・盛土の区分、えん堤・擁壁・排水施設等の位置）について、工種別（道路、排水施設等）に色分けすること。</p> <p>ウ 構造物には種類、規模等を表示するとともに、同様の構造物が複数ある場合は、番号を付すこと。</p> <p>エ 残土が発生する場合は、その処理予定箇所についても作成すること。</p> <p>オ 転用により失われる保安林の機能に替わる施設（代替施設）についても作成すること。</p> <p>カ 事業計画図と代替施設計画図を一葉として作成しても差し支えない。この場合、標題を「事業計画図兼代替施設計画図」とすること。</p>

事業計画書 別紙様式2により、保安林の内外に関わらず事業として実施される全施設について、次に留意して作成することとする。

内容が多岐にわたるときや説明資料は別葉として差し支えないが、この場合においても主要な内容については計画書に記載すること。

なお、記載する内容がない場合は、ゴシック体で示した項目を記載した上で「該当なし」とすること。

記載項目	留意事項
1 転用の目的に係る事業又は施設の名称	「県道〇〇線」など施設の名称等がある場合は、あわせて記載する。また、事業が法令等に基づく場合又は補助事業等である場合は、根拠法令、補助事業名等をかっこ書きで記載する。
2 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所	法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所を記載する。この場合の住所は、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。
3 当該事業の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由	<p>事業対象地が、次の事由を勘案して選定されたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的かつ簡潔に記載する。</p> <p>また、この要点を保安林解除申請書の「指定の解除の理由」に記載する。</p> <p>ア 自然的・地理的条件、土地利用の状況等から事業用地としての適地をその区域以外に求めることが極めて困難である。（他案との比較を含めた用地選定の経過を説明すること。）</p> <p>イ 事業区域は、極力保安林を避けて選定されたものであり、保安林を除外して事業計画をたてることが著しく困難である。</p> <p>ウ 解除申請面積は必要最小限度である。</p> <p>（ア）道路構造令や林道規程など法令等により基準が定められている場合は、当該基準に適合し必要最小限の面積であること</p> <p>（イ）法令等により基準が定められていない場合は、実績等に応じて必要面積を算出した根拠を明らかにし、必要最小限な適正規模であること</p> <p>エ 区域内の森林等を転用し当該用途に利用することが、県や市町村が定める公的な計画に適合している。（地域への貢献等を含めて説明すること。）</p>
4 当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況	事業等に必要土地を使用する権利の取得状況について記載する。この場合、権利は必ずしも所有権である必要はなく、地上権、賃借権等でも差し支えないが、十分な説明により理解を得ること。
5 事業等に要する資金の総額及びその調達方法	<p>事業実施に必要な資金の計画について、千円単位を基本として記載する。</p> <p>（1）資金の総額</p>

		<p>資金の総額は、用地費、土木工事費、諸掛費などの計とする。</p> <p>(2) 資金の調達方法</p> <p>ア 資金の種類は、自己資金、補助金等、借入金等とし、実態に合わせて記載する。</p> <p>イ 自己資金及び借入金等にあつては、金融機関による証明書の写し等を添付する。</p> <p>ウ 補助金等の活用を予定している場合は、備考欄に補助金等の名称、交付決定年月日などを記載する。</p> <p>(3) 予算の状況</p> <p>事業者が国又は地方公共団体の場合は、当該事業に係る予算の成立年月日等を記載する。その他の場合で資金の借入等を予定しているときは、その予定等を記載する。</p>
	<p>6 事業等に要する経費</p>	<p>記載例を参考に、事業の種別ごとの員数、単価及び金額などを記載する。記載に当たっては、代替施設等の設置に要する経費について明らかにすること。</p> <p>なお、金額の計は5の「資金の総額」と一致させること。</p>
	<p>7 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在</p>	<p>(1) 工事の開始及び完了の予定日</p> <p>事業実施に要する期間を、全体と保安林に分けて記載する。</p> <p>(2) 工事の工程</p> <p>保安林の指定目的に係る機能の代替施設の設置等を先行して行うよう計画し、記載する。また、一度に大面積の森林を裸地とすることがないように計画すること。</p> <p>ア 直接工事費に係る種別ごとに見込まれる工程について、全体を破線、保安林内を実線で記載するなど、保安林内外の工程が比較できるように作成すること。</p> <p>イ 工程の作成に当たっては、次に留意すること。</p> <p>(ア) 土砂貯留施設、土止柵工等の防災工事を先行して行うこと</p> <p>(イ) 土工事については、できる限り雨期を避けて実施すること</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>設置される施設の種類・規模・構造等を事業区域と解除申請区域に分けて記載する。</p>
	<p>8 その他の参考となるべき事項</p>	<p>(1) 事業量及び事業の概要</p> <p>ア 事業に係る主な施設等の数量及び概要等を記載する。</p> <p>イ 申請地が全体計画の一部であるときは、あわせて全体計画と申請地との関係並びに過去の実績及び将来計画等について記載する。</p> <p>ウ 事業の概要について示したパンフレット等があれば添付する。</p> <p>(2) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合における当該土地を使用する権利の</p>

		<p>種類及び当該権利の取得状況</p> <p>4に準じて作成することとし、4と併せて作成しても差し支えない。なお、地目ごとに小計を取る。</p> <p>(3) 土地の利用又は事業等について法令等による許認可等を必要とする場合の状況</p> <p>記載例を参考に、事業実施に必要な行政庁の許認可等の状況について記載する。</p> <p>(4) 転用前後の用途別面積</p> <p>事業区域内の土地について、転用後の用途別面積を保安林の内外に区分して記載する。</p> <p>(5) 残置森林率及び森林率の状況</p> <p>転用の目的が、解除に当たって残置し又は造成する森林又は緑地の割合が定められている場合に算出し、記載する。</p> <p>(6) 予定施工業者及びその実績</p> <p>予定施工業者とその業者の経歴等について記載することとし、未定の場合は選定方針等を記載する。ただし、公的機関による事業の場合は、記載を要しない。</p> <p>(7) 事業者以外の者が申請者である場合は、当該事業者でない者が申請をする理由</p> <p>当該事業者が申請を行わず、事業者以外の者が申請する事由を記載する。</p> <p>(8) 利害関係者の意見</p> <p>ア 当該事業箇所が存する市町村の長の事業に対する同意状況について記載するとともに、別紙施工同意書（参考）による同意書の写しを添付する。ただし、市町村長が申請者である場合は要しない。</p> <p>イ 解除理由が「指定理由の消滅」である場合は、解除に直接の利害関係を有する者の同意状況について記載するとともに、同意書の写しを添付する。</p> <p>(9) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法</p> <p>ア 土量については、算定基礎を添付すること。ただし、解除面積が1ha以下であって、解除理由が「公益上の理由」である場合は、省略することができる。</p> <p>イ 残土が発生する場合は、その処理方法及び場所について保全上支障がないように行われることを具体的に説明し、関係法令の許認可状況等についても記載する。また、処理予定箇所について、「現況写真」及び「事業計画図」に準じて作成した写真及び図面を添付する。</p> <p>(10) 代替保安林の指定計画</p> <p>保安林の転用解除に伴う代替保安林の指定計画について記載する。</p>
<p>代替施設計画書</p>		<p>次により、代替施設の整備計画を作成することとする。なお、様式については「事業計画書」に準じる。</p>

記載項目	留意事項
1 土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況	「事業計画書」の4に準じる。また、当該土地が事業計画書に記載された土地に含まれる場合は、その旨を記載する。
2 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法	「事業計画書」の5に準じる。
3 代替施設の設置に要する経費	「事業計画書」の6に準じる。
4 工事工程表	「事業計画書」の7の(2)に準じる。
5 代替施設の種類、規模、構造及び所在	「事業計画書」の7の(3)に準じる。
6 その他の参考となるべき事項	<p>(1) 排水施設計画 雨水流量の算出根拠、排水施設流量の算出根拠、排水施設計画、流末処理の方法などについて記載する。</p> <p>(2) 転用に伴う土砂流出の防止計画 土砂流出量の算出根拠、工事中及び工事後の土砂流出防止計画などについて記載する。この場合、工事期間が4か月に満たない土砂流出量は4か月として算出する。</p> <p>(3) その他 残土（又は不足土）の処理方法、工事中の防災対策などについて記載する。</p>
実施設計図	縦横断面図、構造図、定規図等について作成することとする。
許認可証書の写し等	<p>事業の実施に当たり行政庁の許認可等が必要な場合には、次の書類のいずれかを添付するものとする。</p> <p>ア 行政庁による許認可又は許認可見込みの意見があったものについては、その許認可書又は意見書の写し。</p> <p>イ 申請中のものについては、申請書の写し又は許認可の種類、申請先である行政庁及び申請年月日を記載した書類。</p> <p>ウ 未申請のものについては、許認可の種類、申請先である行政庁及び申請予定時期を記載した書類。</p>
法人登記事項証明書又は団体の代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類	<p>申請者によって、次による書類を添付することとする。</p> <p>ア 申請者が法人である場合は、法人登記事項証明書、定款、その他法人の概要が明らかとなる資料。</p> <p>イ 申請者が法人でない団体の場合は、その団体の代表者の住所・氏名、規約その他組織運営に関する規定を記載した書類。</p> <p>ウ 国、地方公共団体及び独立行政法人登記令第1条に規定する独立行政法人等が事業主体である場合は、添付を要しない。</p>
直接利害関係者の証書	<p>次により、保安林の土地を使用できる権利を証する書類を添付することとする。</p> <p>ア 申請者が事業の実施に係る土地の所有権、その他の権利の登記名義人である場合は、土地登記事項証明書。</p>

イ 登記名義人でない場合は、土地登記事項証明書に加え、使用承諾、賃借契約書など当該土地に係る権利を保有していることを証する書類。
--

3 添付書類の簡素化

別表4に掲げる場合においては、2に関わらず添付を省略することができる。ただし、この場合においても、県から求められたときは提出することができるよう整備しておくものとする。

第5 解除の決定

1 予定告示と事業等の着手

- ア 法第30条又は第30条の2に基づく告示（以下「予定告示」という。）は、所要の許認可がなされ、又はなされることが確実になったときに行う。
- イ 保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその解除に直接の利害関係を有する者は、予定告示の内容に異議があるときは、法第32条第1項に基づき、その告示の日から30日以内に解除の権限を有する者に対して意見書を提出することができる。
- ウ 事業者は、解除に対する異議意見の提出がなく、予定告示の日から40日を経過したときは、別紙様式3により法第34条第2項に基づく知事の許可を受けた後に代替施設の設置等に着手することができる。この場合において、立木の伐採を伴う場合は、併せて別紙様式4により伐採をしようとする日の2週間前までに法第34条第1項第9号のただし書きによる規則第60条第1項第5号に基づく知事への届出を行わなければならない。

2 解除の決定

保安林の解除は、法第33条第1項又は第6項に基づく告示（以下「確定告示」という。）によって、その効力を生じる。

確定告示は、解除に対する異議意見の提出がなく、予定告示の日から40日を経過した後に行われるが、次の場合においては、前記1のウの許可を受けて行う代替施設の設置等が事業計画のとおり完了したことを確認した後に行う（確認解除）。

- ア 保安林の指定の理由の消滅による解除（法第26条第1項）
- イ 公益上の理由による解除（法第26条第2項）であって、解除の規模が1haを超える場合（国又は地方公共団体が行う場合等を除く）

別表

1 国等以外の者が実施する事業のうち「公益上の理由」に該当する事業

1	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正2年法律第16号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和27年法律第231号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）に関する事業

15	放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業						
16	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物						
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する次の発電用施設に関する事業 <table border="1" data-bbox="347 600 1406 801"> <tr> <td>原子力発電施設</td> <td>出力35万キロワット（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する場合は15万キロワット）以上</td> </tr> <tr> <td>水力発電施設</td> <td>出力1,000キロワット以上</td> </tr> <tr> <td>地熱発電施設</td> <td>出力1万キロワット以上</td> </tr> </table>	原子力発電施設	出力35万キロワット（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する場合は15万キロワット）以上	水力発電施設	出力1,000キロワット以上	地熱発電施設	出力1万キロワット以上
原子力発電施設	出力35万キロワット（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する場合は15万キロワット）以上						
水力発電施設	出力1,000キロワット以上						
地熱発電施設	出力1万キロワット以上						
18	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物に関する事業（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）						
19	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法による工業用水道事業						
20	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業						
21	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを経営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業						
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業						
23	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬場に関する事業						
24	と畜場法（昭和28年法律第114号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業						
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る						

	。) に関する事業
26	卸売市場法（昭和46年法律第35号）による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
28	鉱業法（昭和25年法律第289号）第104条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第105条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第50条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

2 保安林の解除により直接利益を受ける者の考え方

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	<p>1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林（以下「当該森林」という。）の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地及び建築物その他の物件（以下「土地等」という。）について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。</p>
土砂流出防備保安林	過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
土砂崩壊防備保安林	当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、たい積するおそれのある区域（当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
飛砂防備保安林	当該森林の林帯方向における両端を通過して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帯の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帯が不整形の場合は、最も風上側及

	<p>び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離。)となる点(以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。)をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域(林帯の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
防風保安林	<p>飛砂防備保安林に準ずる区域(風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
水害防備保安林	<p>当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
潮害防備保安林	<p>1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域(風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
干害防備保安林	<p>当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当な権原を有する者とする。</p>
魚つき保安林	<p>当該森林が魚類の棲息と繁殖に影響を与える海域等において、漁業権を有する者とする。</p>
保健保安林	<p>1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするも</p>

	のについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり、保安林の指定により直接利益を受ける者等に該当する者はいない。
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。

(注) 徳島県内で指定されている保安林について記載している。

3-1 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合

事業等の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方m以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上とする。 (残置森林率はおおむね40%以上)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20m以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20m以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%以上とする。 (残置森林率はおおむね40%以上)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は

		<p>極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切上面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- 4 学校教育施設、病院、発電設備等は工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設、レジャー施設の基準をそれぞれ適用する。

3-2 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合
 転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安
 林の面積の割合が10%以上である場合(転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く)

事業等 の目的	事業区域内におい て残置し又は造成 する森林又は緑地 の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の 造成	残置森林率はお おむね70%以上と する。	1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林 又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方m以上とする。 3 1区画内の建物敷の面積はおおむね200平方m以下と し、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のお おむね20%以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする 。
スキー場 の造成	残置森林率はお おむね70%以上と する。	1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林 又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑 走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に 幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所 当たりおおむね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と 駐車場との間には幅おおむね50m以上の残置森林又は 造成森林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形 質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には 、造成に係る切土量は、1ha当たりおおむね1,000立方 m以下とする。
ゴルフ場 の造成	森林率はおおむ ね70%以上とする 。(残置森林率はお おむね60%以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林 又は造成森林(残置森林は原則としておおむね40m以 上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成 森林(残置森林はおおむね40m以上)を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね1 50万立方m以下とする。
宿泊施設	森林率はおおむ	1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林

、レジャー施設の設置	ね70%以上とする。	<p>又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね35%以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね30%以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

(注) 3-1に同じ。

4 添付を簡素化できる書類

(×印は添付を省略してよいもの)

事業等の種類	専ら道路（高速自動車国道を除く）の新設又は改良	1 ha以下で、公益上の理由による事業及び土地の形質の変更行為が軽微である事業	国及び地方公共団体並びに西日本高速道路(株)などが事業主体となる事業又は規則第5条に定める事業	その他すべての事業等
添付書類				
登記事項証明書、売買契約書の写し、土地等に対する権限を有する証書等	×		国及び地方公共団体が事業主体の場合は省略してよい。	
直接利害関係者の同意書	×			
市町村長の同意書	市町村長が事業主体である場合は添付を要しない。		市町村長が事業主体である場合は添付を要しない。	
事業計画書、代替施設計画書				
予算書及び残高証明書の写し等資金の調達方法を証する書類	×		×	
現況写真				
事業施設配置図、代替施設配置図	両図面を同一の図面に表示して差し支えない。			
縦断図、横断図	それぞれの標準的切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面図（1葉）として差し支えない。（法面の高さ、土質別の勾配等を表示すること。）			
土量計算書	切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。			
工事設計書	×	×	×	×
工事仕様書	×	×	×	×
構造図（土工定規図を	×			

含む)				
面積計算書		面積計算取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。		
面積計算図				
土量配分計算平面図				
土捨場容量計算書	×	土捨場容量計算取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。		
土捨場平面図	×			
定款、営業報告書			国及び地方公共団体が実施する事業並びに規則第5条に定める事業の場合は省略してよい。	
代替施設安定計算書、排水施設流量計算書、流出土砂貯留施設計算書	×	各計算書取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。(箇所ごとに因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)		
洪水調節施設計算書				
集水区域図	×			
排水計画平面図	×			
流末処理排水計画図、洪水調節等施設等平面図				
流出土砂貯留施設平面図	×			
他法令による許認可等の写し				
法人登記事項証明書、規約等		国及び地方公共団体が実施する事業並びに独立行政法人等が事業主体の事業の場合は省略してよい。		